

COPY

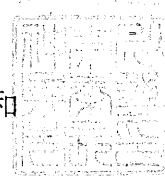
第20号様式(第18条、第23条関係)

秦野市指令第3463号

令和4年3月24日

住 所 厚木市水引一丁目4番6号
氏 名 株式会社アオイ
代表取締役 篠田 陽子 様

秦野市長 高橋 昌和



一般廃棄物収集運搬業許可証

令和4年3月1日に申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

許 可 番 号	秦野市許可一廃収第21号
許 可 の 区 分	収集・運搬
営業所の所在地及び名称	秦野市南矢名374番地17 株式会社アオイ 秦野営業所
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物〔ごみ〕
営 業 の 区 域	秦野市域内
営 業 許 可 期 間	令和 4年 4月 1日から 令和 6年 3月 31日まで
条 件	別紙「許可条件」のとおり

《 注 意 》

- 1 この許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 2 この許可証を亡失又は損傷した場合は、遅滞なくその旨を市長に届け出て、再交付を受けなければならない。
- 3 排出事業者等に変更があったときは、速やかにその旨を届け出なければならない。
- 4 業務を廃止し、又は業務の全部若しくは一部を休止しようとするとき、又は表面記載事項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を届け出なければならない。
- 5 次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。
 - (1) 許可の有効期間が満了したとき。
 - (2) 許可を取り消されたとき。
 - (3) 業務を廃止したとき。
 - (4) 業務の全部の停止を命ぜられたとき。
 - (5) 業務の全部を休止したとき。
 - (6) 許可証の再交付を受けた後、亡失した許可証を回復したとき。